

函館市中心市街地出店促進事業のご案内

1 事業趣旨

中心市街地の空き店舗等に新規出店する場合に、出店者に対し一定の補助を行うことで、中心市街地の商業集積による魅力向上や賑わいの創出を図るものです。

2 募集期間

募集は随時行っております。ただし、予算がなくなり次第終了となります。

3 補助対象者

中心市街地内の補助対象区域（別図参照）における指定する道路に面した空き店舗等に
出店する中小企業者等を対象とします。

4 補助対象業種（詳細別紙参照）

小売業、物品賃貸業、飲食店、生活関連サービス業、娯楽業

5 補助対象事業

補助対象区域の指定する道路に面した空き店舗等に出店し、以下のいずれの要件も満たす事業が対象となります。

- (1) 補助対象業種に該当する事業
- (2) 補助対象区域の指定する道路に出入口が面した店舗において行う事業
※道路に面して店舗専用の出入口があることが要件となりますので、2階以上に店舗の場合には、指定する道路に面した側に、店舗への専用階段があることが要件となります。
（他店舗との共用階段での出入りの場合は対象外となります）
- (3) 1日のうち午前9時から午後7時までの間に概ね6時間以上営業し、かつ1週間のうち5日以上営業するもの
※営業時間は通算としますので、途中休憩を挟んでもかまいません。
- (4) 2年以上の営業継続が見込まれるもの

また、以下のいずれにも該当しないことが条件です。

- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に定める営業を行おうとする者
- (2) 中心市街地の補助対象区域内の店舗から他の店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者
- (3) 市税を滞納している者

6 補助対象経費と補助金の額

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
改装費	店舗の改装、新造改築に要する経費および建物に附属する設備工事費（備品購入費は除く）	3分の1	1,000,000円

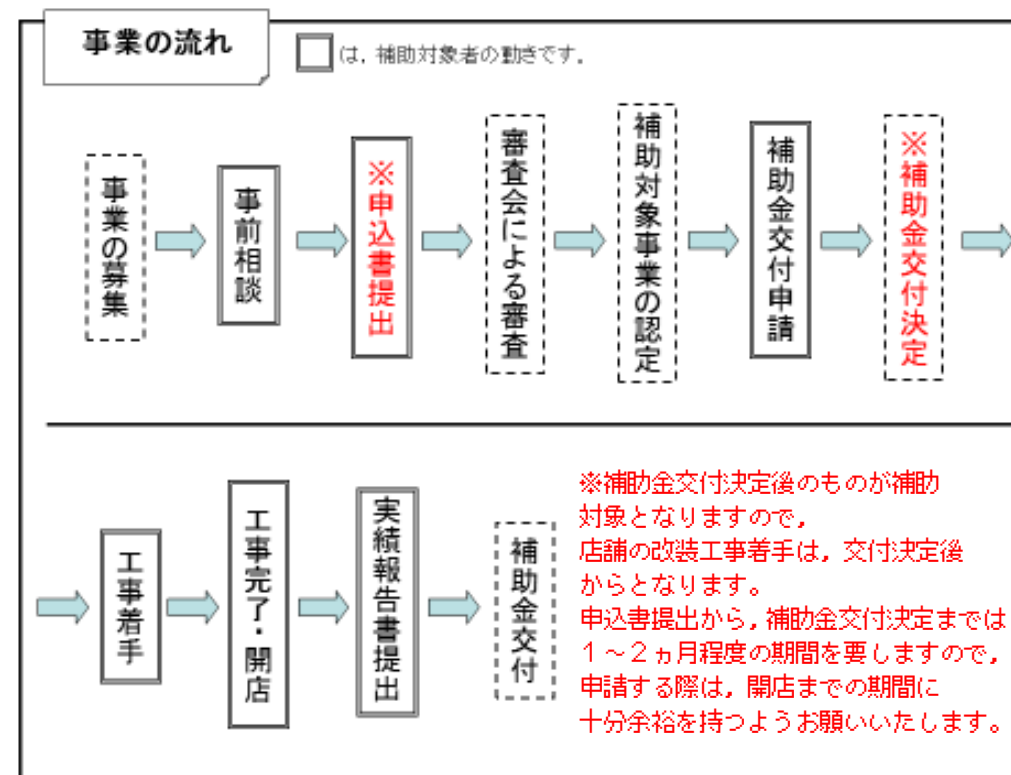
※年度内（3月31日まで）に工事完了し開店することが条件です。

7 補助対象事業の認定について

提出していただいた申込書等をもとに、有識者等で構成される審査委員会で審査を行い、補助対象事業を認定します。

8 補助金の交付

改装費は、工事完了後、提出された実績報告書を確認したうえで交付します。



お問い合わせ先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市経済部商業振興課

電話（0138）-21-3306 FAX（0138）-27-0460

E-Mail：shougyou@city.hakodate.hokkaido.jp

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014021200316/>